

みんなで創る 心豊かな 優しいまち

第2次藤崎町行財政改革大綱



— 持続可能な行財政構造の確立を目指して —

平成21年8月

青森県藤崎町

はじめに

この「第2次藤崎町行財政改革大綱」は、平成17年10月に策定した「藤崎町行財政改革大綱」を引き継ぎ、平成19年3月に策定した「藤崎町総合計画」の位置付けのもと、評価・検証を行いながら、持続可能な行財政構造を確立するために必要な改革の具体的な方向を示すものです。

行政の新たな発想と町民の参画・協働による「行財政改革」をすすめ、町の将来像である **「みんなで創る 心豊かな 優しいまち」** を目指して、この大綱を着実に実行します。

平成21年8月

藤崎町長 小田桐 智 高

目 次

第1. 第1次行財政改革大綱の成果	
I 成果と反省	1
II 行財政改革の課題	1
第2. 第2次行財政改革大綱策定の必要性	
I 策定の背景、目指すべき方向	2
II なぜ、行革を進めていかなければならないのか	2
III 改革の視点	3
第3. 行財政改革大綱の理念	
I 大綱の理念	4
II 基本方針	4
第4. 大綱の具体的なテーマ	
I 庁内改革	5
II 住民サービス改革	5
III 財政構造改革	5
IV 体系図	6
第5. 行財政改革大綱の進め方	
I 目標年度と実施期間	7
II 推進計画	7
III 推進体制 推進本部・推進委員会	7
IV 検証と公表	7
V 進行管理とプラン推進の流れ	8
◆◆用語解説◆◆	9
第6. 資料編	
I 行政編	11
II 財政編	13
III 第1次推進計画に基づく集中改革プラン効果額の推移	14

第1. 第1次行財政改革大綱の成果

I 成果と反省

平成17年10月に策定した「藤崎町行財政改革大綱」は、合併直後の新藤崎町にとって大きな成果をもたらしました。

大綱及び推進計画は、単に財政効果の追求だけでなく、新たな枠組みの形成を図り、まちづくりの指針をも踏まえた改革となって進められ、掲げられた項目のすべてにおいて取り組んできました。

しかしながら、改革推進のテーマは達成したものの、真に住民の求める改革となったのか。また、旗印のみの成果となっていないか。今一度見つめ直す時期に来ています。

II 行財政改革の課題

戦後の地方自治体は、高度経済成長とともに、右肩上がりの財政規模の枠の中で地域の福祉に取り組んできました。

しかし、バブル崩壊後の本格的な少子高齢化社会の到来(社会的な要因)、自ら考え自ら行動する^{※1}地方分権制度や^{※2}三位一体改革に伴う地方財政への影響(財政的な要因)、^{※3}ICT革命による情報化時代、住民ニーズの多様化など社会情勢が急激に変化しており、これまで続けてきた自治体の住民サービスを改めて検証する必要があります。

行財政改革はこうした課題を担って、個性的で多様な地域づくりに向けて、すべての事務事業のあり方を見直し、^{※1}分権型社会に対応した自治能力の向上を図るとともに、業務プロセスの改善により行政サービスそのものの改革を目指すものです。

第2. 第2次行財政改革大綱策定の必要性

I 策定の背景、目指すべき方向

第1次大綱では、6本の柱により、あらゆる行政分野の改革に取り組み、その方向性を見出してきました。しかし、項目によっては未だ十分な成果が上がっていないものもあり、また、達成した項目であっても、再度検証していかなければならないものと考えます。

第2次大綱では、こうした経過を受け継ぎ、住民によりわかりやすく情報を発信し、住民と行政が一体となった^{※4}参画と協働による改革が実現できるよう取り組みます。

また、平成19年3月、「藤崎町総合計画」が策定され、町の将来像「みんなで創る心豊かな優しいまち」をまちづくりの方向としました。

行財政改革の目指すべき方向も、総合計画の位置付けのもと、次の項目について重点的に推進していきます。

- ① 合併効果の最大限の発揮
- ② 住民自治による協働の推進
- ③ 経営的視点による行政運営の推進
- ④ 徹底した行政のスリム化
- ⑤ 安全・安心の向上

II なぜ、行革を進めていかなければならないのか

なぜ、行財政改革が必要なのでしょう。

生まれたばかりの藤崎町は、決して財政的に恵まれているとはいええず、将来の経済基盤も安定しているとはいえません。

この藤崎町を未来の子ども達に引き継ぎ、将来像を達成するためには、あらゆる施策、事務事業の評価・検証を行い、住民ニーズに応え、少ない財源を有効に活用して、持続可能な行財政構造につくりかえる行財政改革を断行していくしかないのです。

改革には痛みを伴います。しかしそれが住民の視点に立ったものならば、必ず理解を得、前進していくものと確信しています。

Ⅲ 改革の視点

改革にあたっては、次の視点を持って見直しを進めることとします。

1. 町民の視点

行政の主役である町民の視点から改革を検討し、職員の意識改革を進めます。

2. 自治の視点

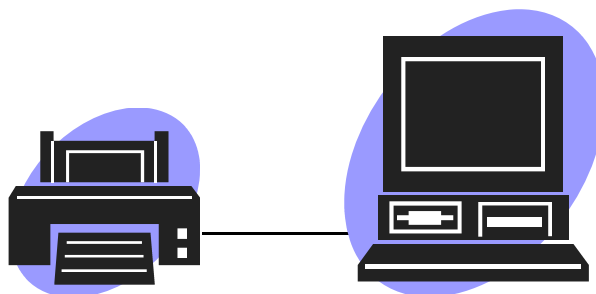
行政と町民の協働を進める視点から改革を検討し、住民参画を進めるうえでの情報の共有、透明性、公平性の確保に努めます。

3. 業務改善の視点

業務を「効率的」、「効果的」に進める視点から改革を検討するとともに、※⁵コンプライアンスに努めます。

4. 財政運営の視点

コストの縮減や歳入の増加を図る視点から改革を検討し、健全な財政運営を堅持します。



第3. 行財政改革大綱の理念

I 大綱の理念

新大綱は、総合計画(みんなで創るふじさきプラン)の基本目標を踏まえ、新藤崎町が永きにわたって発展し続けるよう「**持続可能な行財政構造の確立**」を理念とし、町民主役の行財政運営を目指します。

II 基本方針

地方分権時代にふさわしい真に自立・持続可能な行政経営の確立に向け、住民の理解・協力を得ながら、全町体制で強力に推進します。

そのためには、住民にわかりやすい柱を設定し、それぞれのテーマに沿ったメニューを示すことが大切です。

・基本目標1 庁内改革《スリムな行政の実現》

庁内のあらゆる事務事業を検証します。そして、職員の意識改革に取り組み、住民本位のまちづくりをすすめ、人口規模に見合ったスリムな行政の実現に努めます。

・基本目標2 住民サービス改革《開かれた行政の実現》

住民サービスを再度分析・検証し、町民満足度の向上を常に意識しながら、住民参画システムの構築を図ります。また、積極的に情報を発信することにより、開かれた行政の実現を目指します。

・基本目標3 財政構造改革《健全な財政運営》

「選択と集中」の視点に立った施策を重点的に実施するとともに、基金に頼らない収支の均衡を目標とした、財政力に見合った歳出規模とするための取り組みを継続し、健全な財政運営に努めます。

第4. 大綱の具体的なテーマ

基本方針に掲げた3つの基本目標から具体的なテーマを導き、それぞれのテーマに沿った推進メニューを実行します。

I 庁内改革

役場を機能的で柔軟な組織・機構とするための機構改革を実施し、定員管理及び給与等の適正化、人材育成の推進、職員の意識改革を図ります。

また、あらゆる公共施設への^{※6}指定管理者制度・^{※7}アウトソーシングの導入を引き続き検討し、^{※8}電子自治体の推進についても、早期のシステム構築を目指します。

II 住民サービス改革

住民にとって利用しやすい役場の構築を図り、住民参画システムを確立し、役場業務の透明性・公平性の確保、開かれた行政の推進を目指します。

また、町民満足度の向上について調査し、行政サービスの検証に努めます。

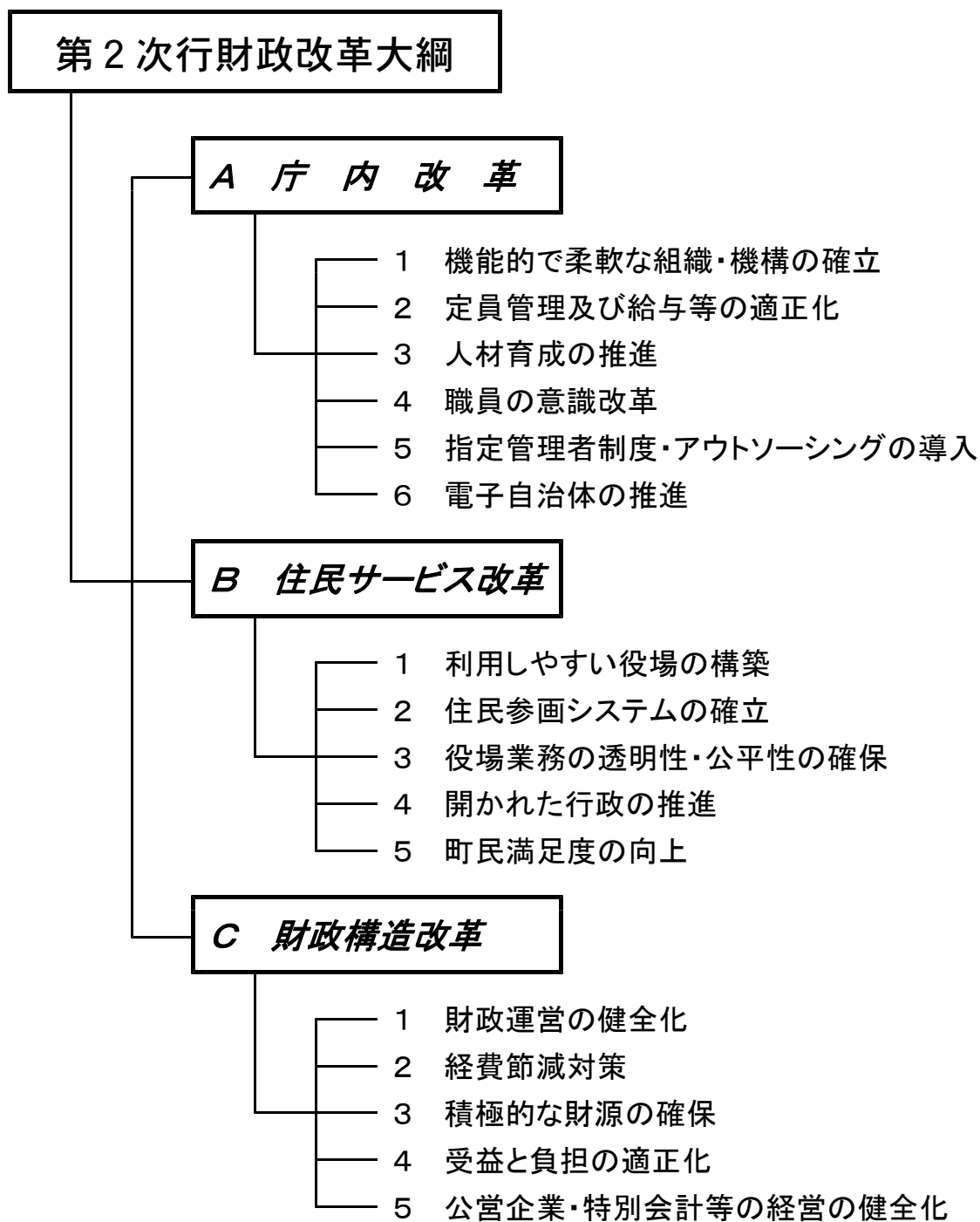
III 財政構造改革

町が安定して発展していくため、健全な財政運営に努め、^{※9}経常経費の節減対策や、積極的な財源の確保、受益と負担の適正化について継続して取り組みます。

また、公営企業・特別会計等についても、一般会計に準じて引き続き改革に取り組み、健全経営に努めます。

IV 体系図

3つの基本目標から、改革の具体的な取り組み項目を洗い出し、推進のテーマを体系図に表します。



第5. 行財政改革大綱の進め方

I 目標年度と実施期間

大綱の目標年度は平成26年度とし、平成22年度から平成26年度までの5年間を大綱の実施期間として計画的に取り組みます。

II 推進計画

実施期間の改革事項・改革の具体策・実施目標年度等を明示した「藤崎町行財政改革推進計画」を策定します。

推進計画は、毎年度ローリング(見直し)を行います。

III 推進体制 推進本部・推進委員会

第1次大綱を引き継ぎ、町長を本部長とする「行財政改革推進本部」と住民の意見を反映するための「行財政改革推進委員会」により、評価と検証を行いながら進めていきます。

◇行財政改革推進本部

組織 : 本部長一町長 副本部長一副町長、教育長
本部員一各課及び委員会の課長等

◇行財政改革推進委員会

組織 : 町政について優れた識見を有する者
15名以内(うち公募委員2名)

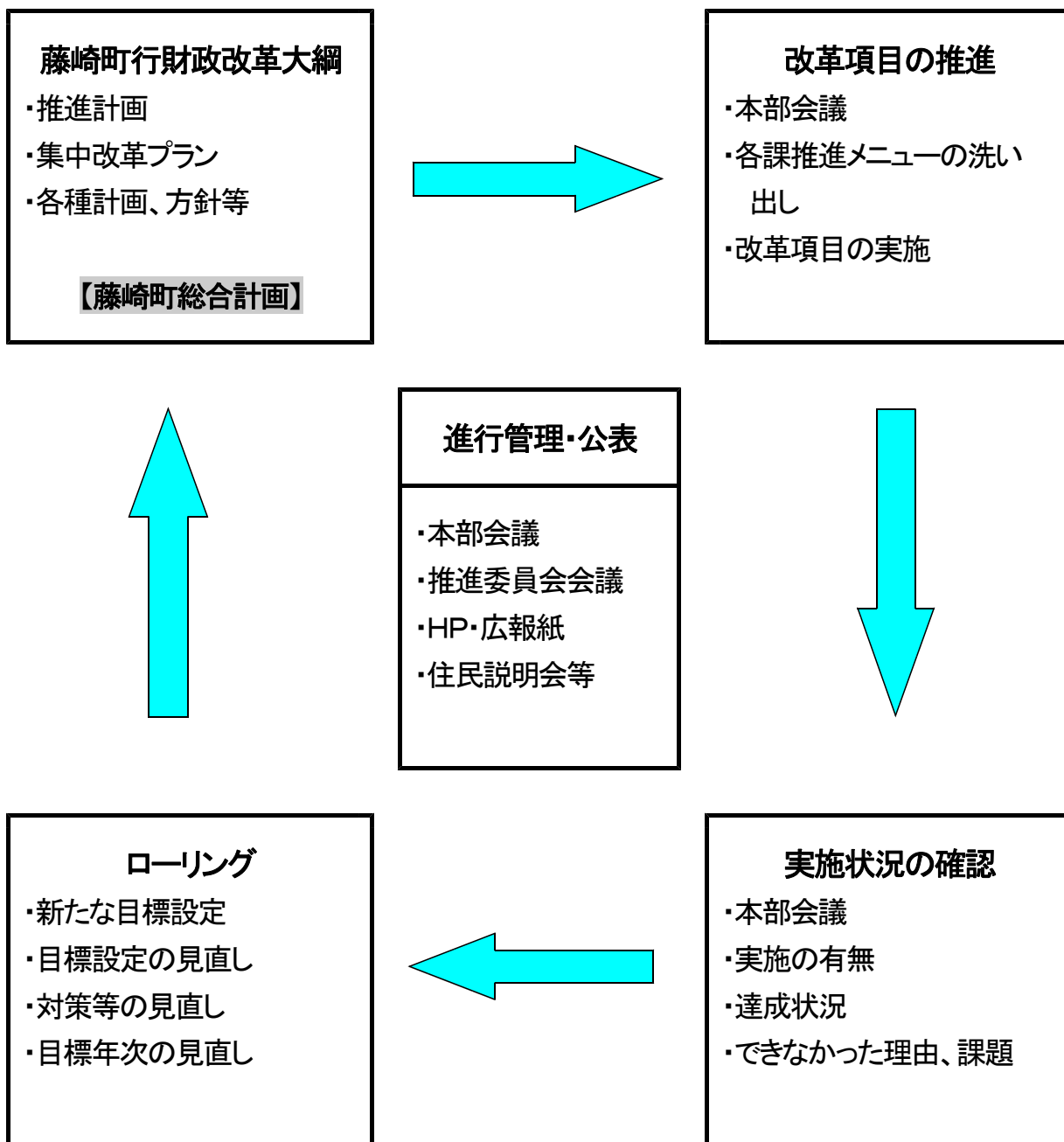
IV 検証と公表

行財政改革の検証については、本部会議において不断の点検を行い、推進委員会を通じて町民等の意見を反映します。

行財政改革推進計画書に盛り込んだ推進項目については、年度毎に進捗状況を管理し、町広報紙やホームページなどを通じ、広く皆さんに公表します。

V 進行管理とプラン推進の流れ

《進行管理とプラン推進の流れ》



◆◆◆用語解説(各ページ※の用語の意味)◆◆◆

※1 地方分権(制度)と分権型社会

地方分権(制度)とは、国の持っている権限・財源を市町村に移し、住民と自治体の選択と責任により、地域の特色を生かした活力ある豊かな地域づくりを進めることです。

また、このような地方分権に対応した社会のことを、分権型社会といいます。

※2 三位一体改革

地方分権を推進する観点から、①国庫補助負担金の改革、②国から地方への税源移譲、③地方交付税の改革の3つを一体的に行うものです。

※3 ICT革命

ICTは、Information and Communication Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー) の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称です。従来ひんぱんに用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるものですが、「IT」に通信コミュニケーションの概念が加味された表現として日本でも定着しつつあります。ICT革命とは、個人の生活様式や産業構造・マスメディア・行政のあり方がICTの革新によって変化していく状況をいいます。

※4 参画と協働

参画とは、行政が行う施策や事業などの計画策定、実施、評価の各段階において、住民が参加すること。また、協働とは、住民、議会、行政などが、それぞれ独立したまちの構成員として、自ら果たすべき役割と責務を自覚のうえ、対等の立場で協力し補完しあうことです。

※5 コンプライアンス

法令遵守。法律や社会的な常識・通念を守ることです。

※6 指定管理者制度

委託先が公共的団体などに限られていた「公の施設」の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体に「指定管理者」として委ねることが可能となった制度です。

※7 アウトソーシング

業務の外部委託のことです。

※8 電子自治体

情報通信ネットワークを活用することにより、現在は書類の提出や対面によって行われている行政と住民との間の手続き等をオンライン上で処理するとともに、自治体内部や国及び他の地方公共団体の情報を共有・活用していく新たな自治体の形をいいます。

※9 経常経費

自治体の行政活動を支えるために、毎会計年度において、継続的かつ恒常的に支出される経費をいいます。

第6. 資料編

I 行政編

- 1 人口・世帯数の推移
- 2 職員数の推移

II 財政編

- 1 普通会計の推移
- 2 町税の推移
- 3 地方交付税の推移
- 4 町債残高の推移
- 5 基金残高の推移
- 6 主要財政指数

III 第1次推進計画に基づく集中改革プラン効果額の推移

- 1 主な取組項目
- 2 集中改革プラン効果額

I 行政編

1 人口・世帯数の推移

(各年共4月1日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	16,738	16,689	16,544	16,584	16,367
年少人口 (14歳以下)	2,283 13.6%	2,237 13.4%	2,186 13.2%	2,096 12.6%	2,026 12.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	10,362 61.9%	10,298 61.7%	10,129 61.2%	10,149 61.2%	9,996 61.1%
老年人口 (65歳以上)	4,093 24.5%	4,154 24.9%	4,229 25.6%	4,339 26.2%	4,345 26.5%
世帯数	5,230	5,314	5,360	5,490	5,539

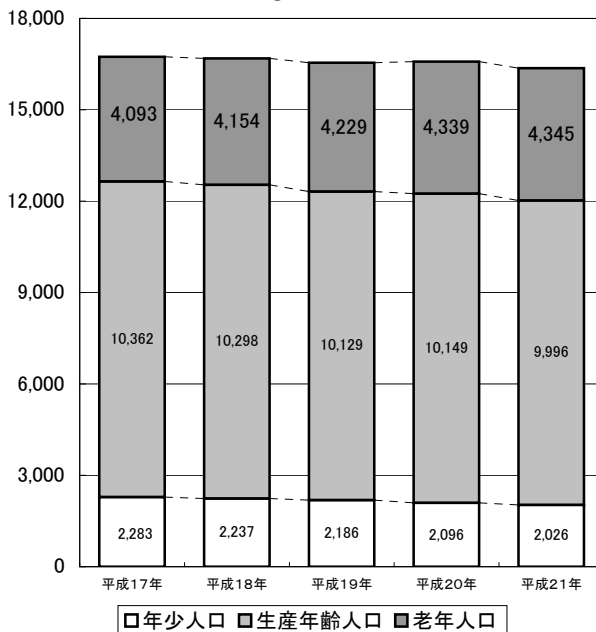
(住民基本台帳)

(参考: 将来推計人口)

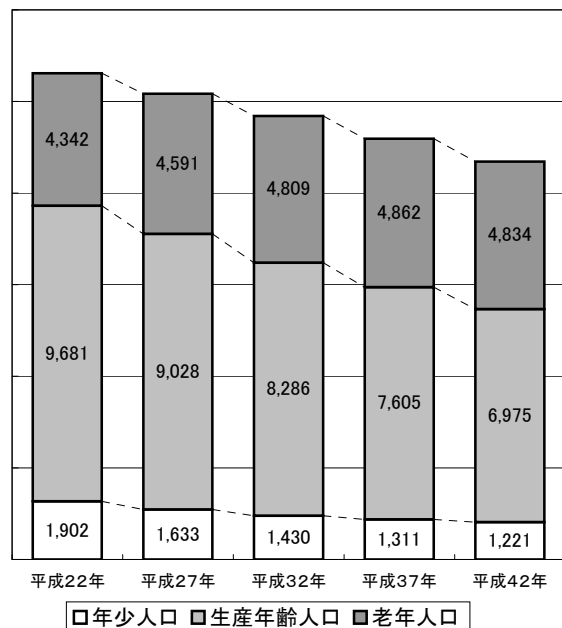
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
総人口	15,925	15,252	14,525	13,778	13,030
年少人口 (14歳以下)	1,902 11.9%	1,633 10.7%	1,430 9.8%	1,311 9.5%	1,221 9.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	9,681 60.8%	9,028 59.2%	8,286 57.0%	7,605 55.2%	6,975 53.5%
老年人口 (65歳以上)	4,342 27.3%	4,591 30.1%	4,809 33.1%	4,862 35.3%	4,834 37.1%

(国立社会保障・人口問題研究所)

表 I-1-① 年齢3区分の人口の推移



(参考: 表 I-1-② 年齢3区分の将来推計人口)



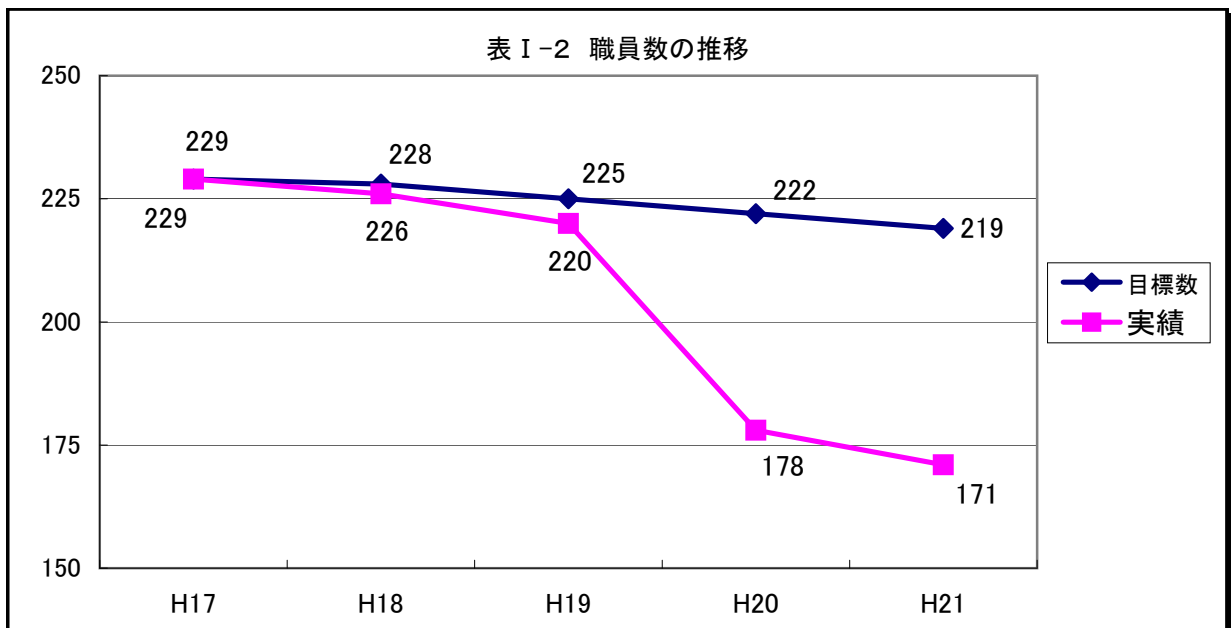
2 職員数の推移

区分		職員数(人)					対前年増減数(人)			
		H17	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21
一般行政	議 会	3	3	3	3	3				
	総 務	62	52	51	49	48	▲ 10	▲ 1	▲ 2	▲ 1
	税 務	12	13	12	12	13	1	▲ 1		1
	労 働									
	農 林 水 産	11	13	13	13	12	2			▲ 1
	商 工									
	土 木	11	14	14	14	15	3			1
	民 生	27	27	26	24	10		▲ 1	▲ 2	▲ 14
	衛 生	12	11	11	11	13	▲ 1			2
一般行政 計 ①		138	133	130	126	114	▲ 5	▲ 3	▲ 4	▲ 12
特別行政	教 育	33	34	33	30	34	1	▲ 1	▲ 3	4
	消 防									
特別行政 計 ②		33	34	33	30	34	1	▲ 1	▲ 3	4
普通会計 計 ①+②		171	167	163	156	148	▲ 4	▲ 4	▲ 7	▲ 8
公営企業等	病 院	40	39	36			▲ 1	▲ 3	▲ 36	
	水 道	5	5	5	4	4			▲ 1	
	下 水 道	6	6	6	6	5				▲ 1
	そ の 他	7	9	10	12	14	2	1	2	2
公営企業等 計 ③		58	59	57	22	23	1	▲ 2	▲ 35	1
総 計 ①+②+③		229	226	220	178	171	▲ 3	▲ 6	▲ 42	▲ 7
定員管理の数値目標		229	228	225	222	219	▲ 1	▲ 3	▲ 3	▲ 3

(地方公共団体定員管理調査)

注) 1. 各年度4月1日現在とする。

2. 職員数には教育長(1名)は含むが、津軽広域連合派遣職員(1名)は含めない。



II 財政編

1 普通会計の推移

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当初予算)
歳入総額	8,396,851	7,419,339	6,998,723	7,477,174	6,724,000
歳出総額	8,279,720	7,270,420	6,925,128	7,296,315	6,724,000

(地方財政状況調査)

2 町税の推移

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当初予算)
町 税	999,456	999,048	1,128,183	1,119,971	1,064,105
町民税	318,468	336,884	458,121	449,168	425,401
固定資産税	535,423	511,318	520,274	529,664	502,604
軽自動車税	30,277	31,756	33,014	34,178	34,100
町たばこ税	115,288	119,090	116,774	106,961	102,000

(地方財政状況調査)

3 地方交付税の推移

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当初予算)
地方交付税	3,404,364	3,306,541	3,270,255	3,397,767	3,231,000
普通交付税	2,989,328	2,964,919	2,931,695	3,105,867	3,151,000
特別交付税	415,036	341,622	338,560	291,900	80,000

(地方財政状況調査)

4 町債残高の推移

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当初予算)
町債残高	11,457,429	11,814,479	11,660,652	12,035,552	12,692,205
元利償還金	992,210	990,546	1,084,923	1,212,079	1,384,420

(地方財政状況調査)

5 基金残高の推移

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当初予算)
基金残高	865,617	1,022,456	1,036,497	1,289,882	1,510,298
財政調整基金	330,156	364,662	280,583	330,991	331,299
減債基金	77,375	59,208	39,427	39,586	39,664
その他特定目的基金	458,086	598,586	716,487	919,305	1,139,335

(地方財政状況調査)

6 主要財政指数

(単位:千円、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当初予算)
基準財政規模(千円)	4,354,827	4,396,249	4,352,796	4,538,103	—
財政力指数(%)	0.27	0.28	0.30	0.30	—
経常収支比率(%)	91.7	90.0	93.9	90.1	—
公債費負担比率(%)	15.4	16.6	18.4	21.4	—
実質公債比率(%)	18.2	17.8	18.1	19.2	—

(地方財政状況調査)

Ⅲ 第1次推進計画に基づく集中改革プラン効果額の推移

1 主な取組項目

第1次藤崎町行財政改革大綱に基づく推進計画については、165項目(平成20年度末現在)について取組み、一定の成果を得ることが出来ました。

主な取組については、次のとおりです。

(1)住民本位の行財政運営の確立

住民が利用しやすい組織・機構の構築
<p>○組織機構の見直し、再編</p> <p>H18 機構改革検討委員会を設置 ※H18～H22までの藤崎町機構改革指針を策定</p> <p>H19 まちづくり推進室廃止</p> <p>H20 企画課調整係と電算係の統合</p> <p>H21 総務課長が選挙管理委員会事務局長兼務、農政課長が農業委員会事務局長兼務</p>
<p>○支所の業務体制の見直し、機能の整備</p> <p>H18 機構改革検討委員会において、あり方・事務分掌について検討</p> <p>H19 常盤支所のあり方検討委員会等において支所業務の方針決定</p>
<p>○住民が利用しやすい窓口業務の構築</p> <p>H18 窓口業務の時間延長を行うため、庁内に検討組織を設置</p> <p>H19 平成20年度から本格運用決定(毎週水曜日17:00～18:30)</p>
町政への積極的な住民参加の確立
<p>○女性や若年層及び公募による各種委員への登用推進</p> <p>H18 藤崎町附属機関等の公募委員の登用に関する要綱制定</p> <p>※H19～H21 13附属機関等において公募実施</p>
<p>○パブリックコメント制度の導入検討及び実施</p> <p>H19 パブリックコメント実施要綱制定</p> <p>H21 第2次藤崎町行財政改革大綱(素案)のパブリックコメント実施</p>

(2)より質の高い行政サービスの推進

町内会等集会施設の維持管理形態の統一化

○町内会等集会施設の維持管理形態の統一化

- H19 管理形態統一方針の策定、平成20年度から統一した管理を実施
【統一方針(抜粋)】
- ・委託料は現行の総額7,238千円を基本として平成22年度までの3カ年で統一
 - ・町有施設は指定管理者制度を導入
 - ・修繕基準について決定

(3)職員の定員管理、給与・手当の適正化

職員定員管理の適正化

○定員適正化計画の策定及び人員削減

P12ページ「2 職員数の推移」を参照

給与・手当の適正化

○社会経済情勢の変化等を踏まえた給与制度の見直し

- H17 55歳昇給抑制の実施、定年退職時特別昇給の廃止、勸奨退職時特別昇給の引下げ
- H18 職員給料1号抑制
- H19 勸奨退職時特別昇給の廃止
町長・副町長・収入役・教育長の期末手当1か月分減額、職員給料1号抑制
- H20 町長・副町長・収入役・教育長の給料13%カット、職員給料2%～3%カット
議会議員期末手当1か月分減額
- H21 町長・副町長・収入役・教育長の給料10%カット
町長・副町長・収入役・教育長の期末手当0.15か月分減額
職員期末手当・勤勉手当0.2か月分減額
議会議員期末手当1か月分減額継続

○各種手当の適切な見直し、旅費制度の見直し

- H17 町税事務手当、透視手当、除雪車運転手当の廃止
保育士業務手当見直し(基本給2%⇒定額2,000円)、旅費半額日当の廃止
- H18 保育士業務手当廃止、時間外勤務手当の縮減(個人別給料年額の2.0%⇒1.6%)
公用車運転に係る旅費の廃止
- H19 特殊勤務手当の廃止(病院関係除く)、管理職手当の引下げ50%カット
県内出張日当廃止
- H20 管理職手当の引下げ50%カット継続
時間外勤務手当の縮減(個人別給料年額の1.6%⇒1.0%)
- H21 管理職手当の引下げ50%カット継続
時間外勤務手当の縮減(個人別給料年額の1.0%⇒0.8%)

(4)人材育成等の推進

人材育成
<p>○民間派遣等を含めた各種研修制度の充実</p> <p>H18～ 人材育成基本方針を策定し、専門研修等への参加推進体制を構築</p> <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・自治研修所基本研修…9名・自治研修所専門研修…2名・コーチング研修(補佐・係長級対象)…58名・接遇研修(係長級以下対象)…91名 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・自治研修所基本研修…15名・自治研修所専門研修…11名 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none">・自治研修所基本研修…16名・自治研修所専門研修…20名・市町村アカデミー研修等(県外)…3名・(人事交流)青森県市町村振興課派遣…1名

(5)外部委託の推進

町有施設の民間委託等の推進
<p>○社会施設、福祉施設等の民間委託・民間譲渡等の可能性検討</p> <p>H19 ・藤崎病院は平成20年4月から藤崎診療所とし指定管理者制度を導入</p> <ul style="list-style-type: none">・町立3保育所の民間移譲について藤崎町立保育所民営化検討委員会で検討 <p>H20 町立3保育所の平成21年度からの民間移譲先決定(移譲先:社会福祉法人伸栄会)</p>
業務委託の見直し
<p>○新たな分野における外部委託の検討</p> <p>H20 北常盤駅業務の外部委託開始</p> <p>H21 スクールバスの外部委託開始</p>
<p>○現在委託している業務の再検証</p> <p>H18 清掃・警備業務委託契約内容の再検証・見直し、管路及び処理場委託の再検証・見直し、文化センター夜間宿直警備の廃止</p> <p>H19 温泉施設清掃管理及び温泉系統清掃管理業務、学校関係清掃業務、警備業務、ゴミ収集業務委託、空調設備保守業務の見直し・検証</p>
<p>○指定管理者制度の導入</p> <p>H17 指定管理者制度導入に係る指針策定</p> <p>H18 藤崎老人福祉センター、稲わら堆肥製造施設、小畑地区体育館、西中野目地区体育館の4施設に導入</p> <p>H20 藤崎診療所、コミュニティプラザ「ぼっぼら」、常盤老人福祉センター、集会施設(20施設)の合計23施設に導入</p> <p>H21 冬の農業推進施設、藤崎老人福祉センター及び常盤老人福祉センターの3施設に再導入 農産物直売施設への再導入のための指定管理者の選考・決定予定</p>

(6) 自主性・自立性の高い行財政運営の確保

積極的な財源の確保
○町税等の収納率対策の強化 H18～ 収納対策委員会による夜間徴収実施
○未利用財産の有効活用や売却 H20 福祉バス1台、旧町長車1台を売却
○新たな自主財源の導入確保 H19～ 広報紙に有料広告掲載開始
補助金の見直し
○事業効果、実績等を考慮した補助金の見直し H18 記念周年式典等への補助金廃止、前納報奨金を廃止 その他29件の補助金の見直し H19 補助金等に関する交付基準策定 単位納税貯蓄組合の基準額引下げ(2,000円⇒1,000円)、イベント補助金引下げ 小・中学校各種参加補助金の基準見直し、その他60件の補助金の見直し H20 イベント補助金引下げ、その他61件の補助金の見直し
受益と負担の適正化
○現行の使用料、手数料等の見直し検討 H18 斎場使用料(町外分)引上げ H20 斎場使用料(町内分)引上げ、公共施設使用料見直し(8施設) 温泉入浴料統一及び65歳以上の入浴料見直し(無料⇒100円) 証明等手数料引上げ(200円⇒300円)
○適正な受益者負担の検討 H20 学童保育事業の自己負担設定、災害共済給付制度掛金の自己負担設定 町営住宅修繕料の退去者負担見直し
事務事業の見直し
○事務事業の整理合理化、日常経費の削減強化 H17 支払通知書送付廃止 H18 職員被服貸与規則の廃止 H19 町職員表彰制度廃止、事務費の圧縮削減(5%)、教育委員会表彰基準の見直し コンピュータ保守業務見直し H20 長寿祝金の見直し、除雪体制の見直し、学童保育統合の検討

2 集中改革プラン効果額

項目	主な内容	計画期間							
		17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	計			
歳入確保策	税の徴収対策	滞納徴収強化		4,601	5,731	3,210	13,542		
	使用料・手数料の見直し	斎場使用料の改定		859	750	1,293	2,902		
		公共施設使用料改定(8施設)				2,331	2,331		
		証明書発行手数料改定				1,598	1,598		
	未利用財産売却等	公用車の売却				845	845		
その他	広報紙等による広告収入		0	210	435	645			
歳入確保策計			0	5,460	6,691	9,712	21,863		
人件費削減	議員等定数削減	議員定数削減(12名減)			30,649	44,785	44,814	120,248	
		農業委員定数削減(8名減)			294	522	505	1,321	
	職員退職者の不補充	18年度(実績:3名減)			12,301	12,301	12,301	36,903	
		19年度(実績:6名減)				44,921	44,921	89,842	
		20年度(実績:8名減)					43,976	43,976	
	給料等削減	職員	給料	給料削減(H18,H19:1号抑制分)		231	1,460	1,460	3,151
			給料削減(H20:2%,3%カット)				21,155	21,155	
		手当	保育士業務手当の廃止		264	264	264	792	
			管理職手当の引き下げ			4,230	3,888	8,118	
			時間外勤務手当の縮減		2,287	2,244	5,426	9,957	
		三役等特別職	給料	健康推進員報酬の見直し			378	378	756
	給料削減(H20:13%カット)					3,719	3,719		
議員	手当	期末手当引き下げ			2,861		2,861		
その他	手当	期末手当引き下げ				4,705	4,705		
歳出削減策	民間委託による事務事業費削減	北常盤駅乗車券類販売業務委託					2,068	2,068	
		除雪業務委託の見直し				1,480	1,480	2,960	
	指定管理者制度導入	藤崎老人福祉センター <small>(H20からの入浴料の改定を含む効果額)</small>		601	601	3,285	4,487		
		常盤老人福祉センター				7,399	7,399		
		その他2施設(稲わら、ぽっぽら)		10	140	370	520		
	施設等維持費の見直し	公共施設の維持管理費削減			5,019	6,989	9,789	21,797	
		委託方法等の見直し				387	1,888	2,275	
	補助金等の整理合理化	納税貯蓄組合補助金の見直し			1,871	7,633	8,443	17,947	
		前納報奨金の廃止			5,668	5,668	5,668	17,004	
		イベント補助金見直し			2,554	3,500	6,500	12,554	
		上記以外の町単独補助金の見直し			5,001	8,241	13,274	26,516	
	投資的経費の見直し	公債費の低利借換		1,280	1,280	1,280	1,280	5,120	
公債費の低利借換(病院事業)					3,946	3,946			
事務事業の整理合理化等	内部管理経費等見直し				5,184	7,068	12,252		
	公共下水道事業繰出金減			12,869	15,100	13,416	41,385		
	農業集落排水事業繰出金減			11,442	16,239	17,964	45,645		
	病院事業繰出金減					167,764	167,764		
	上記以外の事務事業の見直し			403	999	7,714	9,116		
歳出削減策計			1,280	92,850	187,607	467,088	748,825		
合計			1,280	98,310	194,298	476,800	770,688		
平成20年度までの経費節減等の財政効果(当初計画)①			312,031千円						
平成21年度までの経費節減等の財政効果(当初計画)②			479,725千円		達成率(③/①)		247.0%		
平成20年度までの経費節減等の財政効果(実績) ③			770,688千円		進捗率(③/②)		160.7%		